

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

工作室		1時間につき120円
スタジオ		1時間につき120円
バレーボール	一般	1時間につき190円
	児童生徒	1時間につき100円
バドミントン	一般	1時間につき100円
	児童生徒	1時間につき50円
卓球	一般	1時間につき60円
	児童生徒	1時間につき20円

」を

「

工作室		1時間につき160円
スタジオ		1時間につき140円
専用使用	一般	1時間につき220円
	児童生徒	1時間につき110円
バドミントン (1面につき)	一般	1時間につき120円
	児童生徒	1時間につき60円

卓球 (1台につき)	一般	1時間につき70円
	児童生徒	1時間につき40円

」に、

「

1回につき220円 回数券12枚つづり2,200円

」を

「

1回につき260円 回数券12枚つづり2,600円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のいきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市いきいき国分交流センターの使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。